

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○産業廃棄物処理施設の設置の変更許可申請	（循環型社会推進課）	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	（森林整備課）	二
○海岸保全区域の変更（二件）	（水産業基盤整備課）	二
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定	（同）	三
○公有水面埋立ての免許	（同）	三
○建設業の営業の停止	（事業管理課）	四
○道路の区域変更	（道路課）	四
○都市計画事業の事業計画変更の認可	（下水道課）	五
○土地改良区の定款変更の認可	（仙台地方振興事務所）	五
○土地改良区の定款変更の認可	（東部地方振興事務所）	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（情報政策課）	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	（業務課）	六
○採石業務管理者試験の実施	（産業立地推進課）	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（警察本部会計課）	六
○漁業法第十一条第四項に基づく公聴会の開催	宮城海区漁業調整委員会	八

告 示

○宮城県告示第六百六十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社NIPPPO

2 所在地 東京都中央区八重洲二丁目二番十六号

3 代表者の氏名 代表取締役 吉川 芳和

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県岩沼市下野郷字西原一番

三 産業廃棄物処理施設の種類

がれき類の破碎施設（令第七条第八号の二）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類

五 申請年月日

平成二十九年六月三十日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所（塩釜保健所岩沼支所）

2 縦覧期間 平成二十九年七月二十八日から平成二十九年八月二十八日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十九年九月十一日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所（塩釜保健所岩沼支所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人に

あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第六百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十九年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一二七〇〇六六八	事業所の名称及び所在地 Sevens Forest 黒川郡大和町吉田字一本杉三十九番地	指定障害福祉サービスの種類 就労継続支援B型	設置者名 特定非営利活動法人花信風	指定年月日 平成二十九年八月一日
---------------------	---	---------------------------	----------------------	---------------------

○宮城県告示第六百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市松山千石字大樺五の一・六の一・六の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、一四の二、一四の一五、一六の二、一七、一八、二〇の二、二一の二、二二の二、二七、三五、三六、三八、三九、六二から六四まで、六六、六七、七〇、七三、七四の一、七四の二、七六の一、七八の一、八〇、八一（次の図に示す部分に限る。）、八二の二、八三の一、八六、八七の一、八八の一、八九、松山次橋字千貫森二、二の一、二の二二（次の図に示す部分に限る。）、二の二三から二の二八まで、二の三〇から二の三八まで、三（次の図に示す部分に限る。）、四から六まで、八の一、九、一〇、一一、一四、一五、一七、一八、二〇の一、二一、二二の一、二六、字中峯一の一から一の三まで、二の一、二の二、二の四から二の一まで、二の一三から二の一五まで、二の一八、二の一九、二の二二、二の二四から二の二七まで、五の一、字小坂山四、八から一〇まで、一三、四二の一から四二の三まで、四三から四九まで、五一から五三まで、五五

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市松山千石字高寺森六の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百六十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、平成二十八年宮城県告示第八百六十五号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成二十九年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称

十八号の免許に係る埋立ての埋立区域及び平成二十八年二月二十六日付け宮城県（水整）指令第八十六号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（春分秋分の満潮位（DL+1・五〇メートル）により決定）により囲まれた区域。

①の地点 石巻市寄磯浜前浜一三三番地二地内に設置された基点A（北緯三八度二三分二二・〇秒、東経一四一度三三分三三・八秒）を基点とし、基点より二五一度三六分一三秒 九五・五〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から 二一六度二八分〇六秒 七〇・三五メートルの地点
③の地点 ②の地点から 三〇六度二八分〇八秒 一・五〇メートルの地点
④の地点 ③の地点から 三六度二八分一〇秒 七〇・〇四メートルの地点

(三) 面積
一〇五・〇二平方メートル（埋立区域）

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第二種寄磯漁港区域内

石巻市寄磯浜前浜一一三番、一一五番、一二六番、一一八番、一二〇番、一二二番に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び昭和四十六年四月十五日付宮城県指令第一万四千四百七十八号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（春分秋分の満潮位（DL+1・五〇メートル）により決定）により囲まれた区域。

①の地点 石巻市寄磯浜前浜一三三番地二地内に設置された基点A（北緯三八度二三分二二・〇秒、東経一四一度三三分三三・八秒）を基点とし、基点より一九八度四五分三三秒 八一・五七メートルの地点

②の地点 ①の地点から 二一六度二八分一〇秒 一三七・九七メートルの地点
③の地点 ②の地点から 三〇六度二八分一二秒 一四四・三三メートルの地点
④の地点 ③の地点から 三六度二八分一〇秒 一六六・五六メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 二二四度五九分〇三秒 六九・六〇メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から 二一六度二三分二六秒 二五・六九メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から 一二五度一二分〇一秒 五三・六四メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から 二四四度五七分三九秒 七・四四メートルの地点

(三) 面積

二二、二三一・九〇平方メートル（施行区域）

四 埋立地の用途

漁港施設用地

〇宮城県告示第六百七十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成二十九年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

平成二十九年七月二十一日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 阿部春建設株式会社 阿部 泰典	主たる営業所の所在地 宮城県亶理郡亶理町字東郷二百九番地の五	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 特一二十八 第七十九号
--------------------------------------	-----------------------------------	--

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業のうち公共工事に係るもの

2 営業停止期間

平成二十九年八月四日から同年十二月一日までの百二十日間

四 処分の原因となった事実

阿部春建設株式会社の元取締役営業部長は、平成二十七年十一月十三日に執行された亶理町発注工事の条件付き一般競争入札において、偽計を用いるとともに、不正に入札を執行し直すなどの手法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った。これにより平成二十九年三月二十七日に仙台地方裁判所から職員による入札等妨害の罪（入札談合等関与行為の排除及び入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）第八条違反）及び公契約関係競争入札妨害の罪（刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第一項違反）により懲役一年（執行猶予三年）の判決を受け、平成二十九年四月十一日にその刑が確定した。

〇宮城県告示第六百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十八日

- 一 道路の種類 県道 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 道路名 岩沼海浜緑地線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
岩沼市下野郷字浜二四三番三四地先から 同市下野郷字浜二四三番一六地先まで	前	A	一〇・〇	五〇〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
	B	六・五	四九三・〇			
後	A	七・〇	五〇〇・〇			
後	B	八・〇				

○宮城県告示第六百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画

の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称 塩竈市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

塩竈市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和三十四年三月三十一日から平成三十年三月三十一日まで」

四 事業地

1 取用の部分 変更なし

2 使用の部分 変更なし

○宮城県告示第六百七十四号

仙台市泉土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十九年七月二十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年七月二十八日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 加 藤 睦 男

○宮城県告示第六百七十五号

伊豆沼土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十九年七月二十一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年七月二十八日

宮城県東部地方振興事務所

所長 加 藤 慶 太

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 情報政策課リースパソコン賃貸借、導入設定及び保守業務 二千二百五十台

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報政策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年七月十四日

四 落札者の名称及び所在地 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中

央四丁目六番一号

五 落札金額 二億九百九十五万二千円(消費税及び地方消費税を含む。)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年六月二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十九年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 抗インフルエンザウイルス薬(タミフルドライシ
ロップ三パーセント三十グラム(瓶)備蓄用) 一万九千八百箱

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部業務課 仙台市青葉区本町三
丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十九年七月六日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目五
番一号

五 契約金額 九千四百九十四万四千九百六十円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政
令(平成二十七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第一号該当

○採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定に基づき、採石業務管
理者試験を次のとおり実施する。

平成二十九年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

平成二十九年十月十三日(金) 午前十時から正午まで

二 試験会場

仙台勝山館

仙台市青葉区上杉二丁目一番五十号

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

2 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩
石粉をいう。)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、平成二十九年九月四日(月)から九月十五日(金)までとする。ただ
し、郵送の場合は、同日の消印のあるものを有効とする。

2 受験手数料は八千円とし、受験願書に八千円分の宮城県収入証紙を貼り付けて納めること。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び地域事務所
配布する。

4 受験願書の提出先
宮城県経済商工観光部産業立地推進課
〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

(電話〇二二二二二二二二七三二)

5 受験願書の添付書類

写真(手札形(縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル)とし、受験願書の提出前
六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年七月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 暴力団情報等管理システム構築業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結日の翌日から平成三十年三月三十日まで

4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部情報管理課

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であ
ること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城
県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条によ

る廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十九年八月十八日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二―一七二七一、内線二三三三）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十九年八月十八日（金）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年八月二十九日（火）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十九年九月七日（木）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年九月八日（金）午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。
 - 3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。
 - 4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
 - 5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の委託料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - 7 契約書作成の要否 要
 - 8 詳細は入札説明書による。
- 六 概要
- Summary
- 1 Item/Service Required : A task of designing a management system for information of criminal syndicates - 1 set
 - 2 Duration of Contract : The following day of the contract day to March 30, 2018
 - 3 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi
 - 4 Bid Deadline : September 7, 2017, 5 : 00 pm.
 - 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会公示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定により公聴会を開催する。
平成二十九年七月二十八日

宮城海区漁業調整委員会
会 長 島 山 喜 勝

一 公聴会の開催日時及び開催場所並びに関係者の範囲

開催日時	開催場所	関係者の範囲
平成二十九年八月二十五日 午前十一時〇〇分から 正午まで	仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階第一会議室	宮城県漁業協同組合 利害関係者

二 公聴会において意見を聴こうとする案件

漁業法第十一条第四項の規定による区画漁業権の免許の内容たるべき事項等の事前決定について